

The Fortune of Machiavelli in Japan 1868-1945: Ki taro NISHIDA and the Problem of the Reason of State

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47427

前期近代日本におけるマキアヴェッリ受容

—西田幾多郎と「国家理由の問題」—

石 黒 盛 久

序—日本におけるルネサンス観の形成と西田哲学

日本におけるルネサンス思想研究の定礎者の一人下村寅太郎は『ルネサンス的人間像』において、ルネサンス期を代表する傭兵隊長にして文化庇護者、ウルビーノ公フエデリコ・ダ・モンテフェルトロの生涯を、運命を己が力量を通じて克服する「ルネサンス的人間像」の典型として簡潔に提示した¹。更に彼は別の著作『レオナルド・ダ・ヴィンチ』においてこうした人間像を、直接的体験と普遍的原理の相互検証に基づく技術を介し世界を統御する、「手の思想家」レオナルドを素材により綿密に考察している²。下村のかかる関心はその素材や方法において、彼に先立ち活躍した文化史家・大類伸の関心と重なるものがある。だが下村の「ルネサンス的人間像」に対する関心の底にはそれ以上に、彼の師・西田幾多郎の認識論・実存論の存在を見て取ることができよう。西田によれば「行為的直観」を通じて世界は自己により経験され、この経験を基礎に「自己が世界を表現することが逆に世界の一表現となる」ことを通じ、自己による世界の理解が可能となる³。このように現在において世界と自己、過去と未来が私の行動として統一されること、これこそ西田の哲学における「絶対矛盾の自己同一」に他ならない。彼は世界認識／自己認識のこの過程を、「作るものから作られたものへ、作られたものから作るものへ」の循環とも語っている⁴。そしてこのような瞥見からだけでも、下村が力量を介して運命を制御する自身の「ルネサンス的人間像」を、「行為的直観」による世界と自我の「絶対矛盾の自己同一」による世界認識＝制作という西田的認識＝存在論を下敷きに着想したことは想像に難くない⁵。

彼は同時にこの西田的に解釈された「ルネサンス的人間像」を以て、占星術の威力に対抗し「宿命の必然的世界に対する人間の魂の独自性、人間の自由を確立しようとする〈魔術〉の精神と「近代科学の方法論即ち実験方面の精神」の結合としての、ルネサンス理念の具現と目している

¹ 下村寅太郎『ルネサンス的人間像—ウルビーノの宮廷をめぐる—』岩波書店、1975年。

² 例えば下村寅太郎『レオナルド・ダ・ヴィンチ』勁草書房、200頁（「レオナルドにおいては認識は単に直観ではない。見ることは同時になすこと、形成すること、作ることである。形成する直観であり、手の作品において作り出す直観である。絵画は…目と手をもってする思惟である。これによってのみ可視的なものが真に可視的となる。むしろ不可視的なものを可視的なものにする思惟である」）。

³ これは単なる観照ではなく「行為的直観」なる言葉から明らかのように、「自己によって世界を変える…否、世界を始める」行為に他ならない。

⁴ 「ものとなって考へ、ものとなって行くところに、我々の真の自己がある」といった言葉によっても表現している。西田が自らのこうした観点を、ライプニッツの『単子論』におけるモナドによる世界の表現をめぐる議論を徹底させることにより精錬していったことは、彼自身の記述より明らかである。

⁵ 下村が日本におけるライプニッツの最初の本格的研究者のなったのもまた、西田のライプニッツ哲学に対するかかる本質的関心に由来するものと考えられる。

かのである⁶。彼による〈魔術師〉レオナルドや普遍人フェデリコ公の個性の把握は正に、こうした展望を踏まえている。だが下村は彼の示唆する「ルネサンス的人間像」の典型として自然に想起される、〈ある人物〉に言及することがなかった。他方下村のルネサンス観の形成に際し、少なからぬ影響を有したと思われる大類は、この〈ある人物〉を好んで取り上げている⁷。そればかりではない。西田自身もまたその思想を歴史哲学・政治哲学へと拡張するに際し、あえてこの〈ある人物〉と対決したのである。この〈ある人物〉とは即ち、『君主論』の著者として、欧州国家理性論の始祖とされるN・マキアヴェッリに他ならない。本稿の意図する処は、西田の歴史哲学・政治哲学に結晶する前期近代(1868-1945)日本の政治思想に、マキアヴェッリ思想の受容が如何なる影響を与えたのかを素描する点にある。

I 前期近代日本におけるマキアヴェッリ紹介略史

日本におけるマキアヴェッリ紹介の嚆矢は、酒井雄三郎により訳されたフランスの哲学者フイエの『泰西先哲政論』の一章、「マキャベール小伝ならびに政論」である⁸。この書が刊行された1883年(明治16)とはまさに、89年の大日本帝国憲法制定前夜、実現すべき憲法の姿を焦点に反政府的な自由民権運動が最盛期を迎えた時期であった。他方マキアヴェッリ自身の著作の翻訳の濫觴は、1886(明治19)年に刊行された永井修平の『君論』である⁹。注目すべきはこの書が、政府側の大日本帝国憲法の起草の中心的人物の一人、井上毅の校閲を経て刊行されたことに他ならない¹⁰。これらの事実から我々は、我が国における最初期のマキアヴェッリの思想と著作が、憲法制定に向け種々な立場から国政を模索する人々により一つの資料として注目されていたことを看取し得る¹¹。

1880年代の政治意識の沸騰が憲法発布と議会の設置により沈静した後、本邦知識人におけるマキアヴェッリへの関心も退潮期を迎える。マキアヴェッリが再度世の関心を呼んだのは、1914年

⁶ 『ルネサンスの芸術家』筑摩書房、1981年、47～54頁。「レオナルドの独自性は魔術師から芸術家・科学者への転換にある。魔術によってしか可能ではない—或いは可能ではないと考えられていたものを、新しい知性と実験によって実現した。この新しい知性と実験と技術こそレオナルドの真の独自性である」(同書51頁)。

⁷ 大類伸「マキアヴェッリと時代」及び「マキアヴェッリ『君主論』の一考察」、『ルネサンス文化の研究』三省堂、1938年、361頁～414頁。大類の知的業績については土肥恒之『西洋史学の先駆者たち』中央公論新社、2012年、79～93頁に詳しい。

⁸ 注目すべきは酒井が、自由民権運動のイデオログ中江兆民の仏学塾の塾頭として、いわば兆民の右腕的地位にあった人物だということであろう。事実この『泰西先哲政論』は中江の校閲の下に刊行されている(『ブリタニカ国際百科大辞典』参照)。

⁹ 明治文化研究会編『明治文化全集』第3巻・政治、日本評論新社、1955年(改版第1刷)、313～369頁。また同年、杉本清風の訳によりマキアヴェッリの著作『経国策』が刊行されたと、同書巻末に付された政治文献年表には記述があるが、この書が昨今の訳による『君主論』にあたるのか『ディスコルスィ』にあたるのか明らかにし得なかった。

¹⁰ 永井による翻訳の経緯については前掲『明治文化全集』第3巻に付された柳田泉による改題(同書34～37頁)に言及がある。

¹¹ 1908年には林董より『羅馬史論』の翻訳がなされているが、彼が帝国憲法編纂の総裁者にしてその根本的注釈書たる『憲法義解』の著者たる初代首相・伊藤博文の女婿であったことにも注目される。

(大正3年)から1918年(大正7年)にかけての時期である¹²。この時期が第一次世界大戦展開の時期と一致することから窺われる如く、当時の『君主論』(ただし当時この邦題は未だ定着してはいない)刊行ブームの背景には、大戦へと帰結した欧州列強の外交政策、わけても開戦にあたり中立国侵犯を国家理性の名のもと平然と行った、ドイツの権力主義的外交政策が与えた衝撃があった。同じ1914年に公表された大山郁夫の論文「マキアヴェリズムと独逸の軍国主義」は、当時の我が国におけるこのような関心の所在を如実に示している¹³。

1930年代に至りマキアヴェリ関連の著作は、再度頻繁に刊行されるようになる。特に着目すべきはマキアヴェリの思想につき、東北帝大の大類伸の指導のもと本格的な思想史的・文化史的な学術研究が登場したことである。1938年に刊行された著作『ルネサンス文化の研究』に大類は、文化史的観点に基づく複数のマキアヴェリ論を上梓し、彼を15世紀イタリア文化の構図中に位置付けて紹介したが、既に先立つ1935年に東北帝国大学におけるその門下生と共に、同大学西洋史講座刊行の雑誌『西洋史研究』第8号をマキアヴェリ特集号として刊行している¹⁴。この『西洋史研究』8巻の刊行は、日本におけるマキアヴェリ研究の水準を一挙に飛躍させる事件であった¹⁵。

こうした出版状況の背後に、1929年恐慌以後の各国のブロック経済構築に伴う政治的葛藤の激化を見出すことは容易であろう。ブロック経済構築の希求と共に存在感を増したのが民族主義的右翼である¹⁶。このような状況下政権関与を狙う右翼にとり、大きな刺激となったのが欧州にお

¹² この間に所謂『君主論』の翻訳として1914年(大正3年)に金生喜造の訳になる『権謀術数論』、1915年(大正4年)橋田東声の訳になる『権謀術数学』、1917年(大正7年)には吉田弥邦・松宮春一郎の訳になる『君主経国策』が次々に刊行されている。

¹³ 大山郁夫「マキアヴェリズムと独逸の軍国主義」、『大山郁夫著作集』第一巻・国民生活の理想と現実、岩波書店、1987年。現状におけるマキアヴェリ的権力政治の実効性を承認しつつ、政治の大衆化や経済の世界化による諸国の相互依存の深化による国際関係の理性化を将来に期待するという点においてマキアヴェリの視野の矮小性を批判するという点において、1925年に公表された朝日融溪の論文(「マキアヴェリの政治思想と徳義概念に就いて」『社会学雑誌』13号、1925年、75～84頁)もまた、大山論文と共通する論旨を有する。

¹⁴ 『西洋史研究』8号、1935年。そこには大類自身の論考「マキアヴェリと時代」(後に前出『ルネサンス文化の研究』に収録)の他、村岡哲「マキアヴェリ『君主論』とフリードリヒ大王『マキアヴェリ駁論』」、宮崎信彦「フローレンス史」、金倉英一「Virtùに現れたマキアヴェリの国家思想」、藪中三雄「Meineckeの見たるマキアヴェリ」等の諸論考に加え、主にドイツの研究者の最新の論考の翻訳、充実した年表や文献目録が掲げられ、質量ともに従来のマキアヴェリ研究の水準を圧倒するものとなっていた。

¹⁵ だがこの時期のマキアヴェリ関連文献の公刊はこれのみにはとどまらない。既に28年に先に刊行された橋田東声訳『権謀術数学』が、更に1929年には永井修平訳『君論』が再刊され、1935年には黒田正利訳により『君主論』が岩波書店から公刊されている。

¹⁶ 我が国の右翼は明治期に創立された頭山滿らの玄洋社や内田良平らの黒龍会が著名であるが、元来自由民権運動にその始原を持つこれらの組織は、民生の安定と国権の伸長を同一視することにより、西欧植民地主義に対抗する汎アジア主義を主張しつつ、対外拡張政策を主張する点にその特徴を有した。当時の国民の政治意識の未熟に由来する議会の機能不全は、政党政治の民意を代表する資格に対する疑念を広く惹起しており、このことが議院内閣制やその思想的基盤としての自由主義さらには資本主義自体を攻撃する右翼勢力台頭の背景となっていた。

けるムッソリーニやヒトラー率いる全体主義政党政の政権獲得であった。日本の右翼はムッソリーニやヒトラーの政治手法や思想に多大な関心を抱いた¹⁷。とりわけムッソリーニはその魁偉な風貌も相俟ち、イタリアの混乱を克服した英雄として大変な人気を博したようである¹⁸。こうした雰囲気の中、ムッソリーニがその思想の淵源と示唆するマキアヴェッリの思想が、耳目を集めたこともまた当然の成り行きと言えよう。右翼は、国家体制再編成によるブロック経済圏確保により高度国防国家の構築を目指す軍部と連携し、イタリアともドイツとも異なる日本独自の全体主義国家観を創出する。

Ⅲ－西田幾多郎「国家理由の問題」とその背景

こうした日本独自の全体主義的国家観の理論形成に多大な刺激を与えたとされるのが、1941年（昭和16年）に当時の日本を代表する哲学者・西田幾多郎により公表された、「国家理由の問題」という論文であった。「マキアヴェッリは西洋政治学に短剣を突附けた」という一句から始まるこの論文こそは、それが当時の知識人に与えた影響から見ても、マキアヴェッリ思想の受容が前期近代日本の文化に与えた最大の刻印であった¹⁹。とは言え当時の西田は、体制の御用学者としてその庇護を受けていた訳ではない。むしろ京大文学部を拠点とした西田とその門下の哲学は、東大法学部の美濃部法学と並び悪しき自由主義思想の代表例として、全体主義による学術改革（教学刷新運動）を目指す蓑田胸喜の原理日本社の如き右翼勢力や、その背後の陸軍皇道派の排撃の対象とされていた²⁰。西田がこの時期「国家理由の問題」を執筆した動機を探るに、こうした原理日本社一派の攻撃に対する対抗策として、自身の国家観・主権観を闡明しようとする意図もあつたと思われる。もちろん西田が自身の論考の公表を通じて、単に国策や時局に迎合しようとしていたとは考えられない²¹。彼の意図はむしろ、時勢を局外者として単に論評するのではなく、「自覚的に働くということは、自覚的に物を作ること」、「物となって考え、物となって行く」ことにより、状況との格闘を通じて状況を転換させていくことにあつた²²。

¹⁷日本の右翼は、皇道と称する悠久の伝統を有する皇室と国民の一体化の思想に基づく自身の全体主義と、国家社会主義的発想に依拠する欧州全体主義との相違に、当初は警戒心を抱いていた。

¹⁸1928年一年間だけでムッソリーニの名を冠した書物が8冊も刊行されている（福家崇洋『日本ファシズム論争－大戦前夜の思想家たち』河出書房新社、2012年、39～66頁）。

¹⁹「国家理由の問題」『西田幾多郎全集』第10巻、265～337頁。

²⁰蓑田らによる西田排撃の背景には、後者における創造性としての自由、個我の自覚等の主張に対する彼らの反感が存在した。事実1935年の天皇機関説事件により美濃部の駆逐に成功した蓑田は、まさにこの西田の「国家理由の問題」が刊行された1941年著作『学術維新』を刊行、攻撃の照準を西田とその門弟にはつきり当て始めていたのである。蓑田の西田批判の本質については、植村和秀『〈日本〉への問いをめぐる闘争－京都学派と原理日本社』柏書房、2007年、146～156頁を見よ。

²¹様々な機会に西田は軍部の帝国主義的侵略政策を、自身の考える日本国家の歴史的使命と相反するものとしてはっきり非難している（「もつとも戒むべきは、日本を主体化することではなければならないと考える。それは皇道の霸道化に過ぎない。それは皇道を帝国主義化することに他ならない」〔『日本文化の問題』岩波書店、1982年（特装版）、82頁〕）。

²²彼によれば我々の認識はそれを通じて、「世界の事物を变じるといふことでなければならない」。こうした立場については植村前掲書68頁において、「西田の主張には、歴史の流れに抵抗する契機よりも、歴史の流れを是認する契機のほうが、はるかに強く働いていたのではないだろうか。そして、運命への挑戦は運命への屈伏と紙一重であり、創造の立場は勝者の立場と紙一重であった」と、批判的に論評されている。

こうした発想に依拠しつつ西田は論考「国家理由の問題」において、その認識論・存在論を国家論や歴史論へと拡張していく。個人は真空の中にあるのではない。過去の歴史的累積により現前する外界と対峙しつつ、これを思惟により自己の内面に表象する。このような過程を介し我において「世界が世界を限定する」ことを通じて、我々は逆に個物としての「自己自身を限定」する。他方この過程は同時に、意志を媒介にかく限定された自己を世界に投射することにより、未来に向けてこれを自己による自己の表現へと作り変えることに他ならない。現実とはこのように「無限の過去未来が何処までも現在に同時存在的に、絶対矛盾的自己同一として、その一々が絶対的現在の瞬間となる」ところにおいて我々に対して、もっと言えば我々自身として立ち上がってくる。この歴史的現実としての自己の活動において、「個物が何処までも世界を表現するとともに、逆に自己が世界の自己表現となる」ことこそが理性的に働くということ、「自己が創造的世界の創造的力点として創造的に物を作る、即ち世界を変える」ということなのだ和西田は説く。彼がマイネッケ著『近代史における国家理性の理念』を要約しつつ、マキアヴェッリに端を発する国家理性理念史を概観し問題提起をしている点に明らかなように、かかる創造的自己像こそが、彼の弟子・下村により「ルネサンス的人間像」として継承され肉付けされたのである。

だがこうした個々人の創造活動のみでは社会も国家も構成されない。こうした創造活動を行う諸個人（個物）の活動のベクトルが重なり合い、一つの引力圏が形成される処に民族社会のあるいは国家の種的形成がある²³。個物間のかかる相互投射により出現する引力圏は、当然固定したものではない。西田によればこうした社会は「自己矛盾的に無限に進みゆく一つの方向を含んで居ると云うことでなければならない」。それは「而してそれを世界の方から云えば、世界が矛盾的自己同一として、自己自身の内に、無限に動き行く重心を有つ」ということでもある。かくして「無限に動き行く重心」を軸に形成された引力圏としての社会が、「一つの方向」に向かって「自己矛盾的に無限に進みゆく」過程こそが歴史的世界の形成に他ならない。国家とはかかる社会の制度化された側面であるが、個人と世界の間にと同様、国家と世界の間にも「個物が何処までも世界を表現するとともに、逆に自己が世界の自己表現となる」が如き、理性の自己開頭の過程が成り立つ。

マイネッケに言及しつつ西田も触れるように、このような歴史を媒介とした国家と理性の関係につき、近代哲学において最初に省察を加えたのはヘーゲルであった。だが「同一理念 Identitätsidee と個性理念 Individualitätsidee の対立において、ヘーゲルは寧ろ前者の方であった」と西田が批判するように、国家を個性的全体 Individuelle Totalität ととらえたにもかかわらず、世界理性を歴史の支配者として先取的に措定してしまうことによりヘーゲルは、「経験的なるものを唯一の合理的理念の下に従属せしめ、そこから引き出すという合理主義的傾向」から脱却

²³ 「国家理由の問題」310頁（「私はそれを主権と個人の矛盾的自己同一として、法的形式と考えるのである。法と個人は何処までも個人的に、主権は何処までも主権的に、両者の矛盾的自己同一の形式でなければならない。種社会はかかる形式を媒介として、国家を形成する」）。そもそも西田にとり「唯一つの個物は個物ではない。個物は個物に対することで個物」たり得るのであり、従って各個物の世界表現活動としての創造は互いに投射し合い、累積し合いながら自然的世界と自己の間に歴史的世界を創出して行く（「国家理由の問題」281頁）。

できなかった²⁴。つまりヘーゲルにとり国家の治乱興亡により展開する歴史も、世界理性という真の実体の投影からなる影絵でしかなかった²⁵。こうしたヘーゲルの立場と比較して西田が一段と高く評価したのがランケの立場であった。

ランケは国家の歴史における個性性を確信し、各々の国家＝民族を理性ではなく神に直接し、世界歴史的基盤から出現するものとする。そしてかような個性性を有する〈道徳的精力〉(moralische Energie)として各国家が、「それぞれの原理を普遍にまで高め自己以上にまで拡張すべき課題を担い」「常に自己の存在を他国に向かって主張しなければならぬ位置に置かれている」が故に、相互に抗争し合いそれを通じてある一国の〈優越〉(übermacht)と、他国からのそれに対する反動としての〈均衡〉(Gleichgewicht)が生み出される²⁶。先に示した西田の「無限に動き行く重心」を軸に形成された引力圏としての社会が、「一つの方向」に向かって「自己矛盾的に無限に進みゆく」過程」としての歴史的世界こそは、諸国家の反発と調和からなる交響楽としてのランケの欧州像を、近代世界全体に敷衍させることにより着想されたものと言える。

IV 西田幾多郎とランケ世界史学

ところで論考「国家理由の問題」の主題は、その冒頭に「国家理由 Staaträson の内に含まれたる創造性を認めると共に、その破壊的要素を排除しようとした」ボダンの企図に触れているように、国家理性を如何に倫理化するかという点に存した²⁷。ところで続く時代に発展する国家理性論の典拠として『ディスコルスィ』Ⅲ-42にマキアヴェッリは、「ひたすら祖国の存否を賭して事を決するばあい、それが正当であろうと、道に外れていようと、思いやりにあふれていようと、冷酷無残であろうと、また称賛に値しようと、一切そんなことを考慮に入れる必要はない。そんなことよりも、あらゆる思惑を捨て去って、祖国の運命を救い、その自由を維持する手立てを徹底して追求しなければならない」と語っている²⁸。「信義を守ることがかえって自分に不利をまねく場合、あるいは、既に約束した時の動機が失われてしまっている場合には、信義を守ることをしないであろうし、また守るべきでもない」(『君主論』18章)という、国家理性の反倫理性を語るに際ししばしばの参照される主張もまた、上記の国家利益の至上主義に由来するものに他ならない²⁹。個々に独自の個性性を有する諸国家の行動を、交響楽としての歴史的世界の無限に開かれた展開の内に置くことによりランケは、国家とそれに奉仕する個人に歴史的倫理性を付与しようとした。

²⁴ 「国家理由の問題」273頁。

²⁵ 鈴木成高『ランケと世界史学』弘文堂、1939年、47頁。

²⁶ 鈴木前掲書、80頁。「ローマ風ゲルマン風世界」としてのヨーロッパ世界の歴史は、こうした〈優越〉と〈均衡〉の相互作用の中で、「多様の同一化ではなく多用の調和によって生まれる秩序」たる諸国家系(Staatensystem)として展開した(鈴木前掲書81頁)。

²⁷ 「国家理由の問題」266頁。

²⁸ N. Machiavelli (a cura di C. Vivanti), *Discorsi*, Einaudi, Torino, 2000, p.323 (III-41). 訳文はマキアヴェッリ(池田廉・永井三明訳)『世界の名著16-マキアヴェッリ』中央公論社、1966年、616頁による。

²⁹ N. Machiavelli (a cura di G. Inglese), *Il principe*, Einaudi, Torino, 1995, p.116 (cap.18). 訳文は同じく『世界の名著16-マキアヴェッリ』113頁。

だが近代初頭における技術の急激な進歩や、それに応じた資本主義社会の生産力の拡大は、時の彼方における調和を目指し闘ぎ合う諸強国に、従来を遥かに超えた悪魔的な力を授けてしまった。第一次世界大戦の惨禍は欧州諸国家系に関する、ランケの楽観主義を粉砕してしまった。西田が彼の論考を著すにあたり下敷きとしたマイネッケはこれを直視するとともに、これを克服する唯一の手段として、為政者個々人に対し決断の瞬間瞬間に呼びかける良心の声に耳を澄ませることを説いた³⁰。だが西田は西欧個人主義に基づく、マイネッケのこの主張の不徹底を批判するので³¹。彼は次のように言っている。「マイネッケが「瞬間は永遠である」という思惟形式によって、歴史的世界をよく考えようとするのは、十分同意できるが、それは論理的に基礎付けられていなければならない」³²。つまりマイネッケが言う良心を可能とする、世界観の条件を探求すべきだと言うのである。西田によればまさにそれを可能とするものこそ、筆者が前節において紹介した如き、行為的直観という独自の観点に基づきライブニッツのモナドロジーを換骨奪胎した彼の認識論・存在論と、それに基礎づけられた国家論・歴史論であった³³。

それにあたり切所となるのが西田がその発想の根底に据える、自己を実体としてではなく関係として了解する、仏教的な〈無〉の人間観に他ならない³⁴。それを踏まえ彼は自身の存在論を次のように要約する。「我々の自己が、何処までも自身の内から自己自身を限定する個物として、世界を自己の形成となすとともに、自己が世界の自己形成の要素として、自己自身の存在を失うことではなければならない」（傍点引用者）³⁵。だが歴史的存在・社会的存在としての自己は、かかる創造を真空の中で実現するのではない。世界と個我を媒介する社会ないしは国家への参与を通じて、これを実現するのである³⁶。

世界の〈創造的力点〉としての自己は、「歴史的因果の内にあるのでもなく、また外にあるのでもない。それは歴史的空間の重点として、絶対意志の自己形成の方向に向かって、動き行くのである」³⁷。こうした絶対意志の自己形成の方向こそ、歴史の趨勢・傾向に他ならないが、こうした方向性を「神秘的に超越的神の声を聴くことではなく、我々は社会的実践によって之を把握する」のである。道徳行為とはこうした歴史の趨勢・傾向を自覚し、国家を舞台とする社会的実践によ

³⁰ マイネッケ『近代史における国家理性の理念』みすず書房、1986年、572～574頁。

³¹ 植村前掲書、23～27頁。

³² 「国家理由の問題」352頁。

³³ 西田哲学に対するライブニッツの影響については、「国家理由の問題」281～291頁。

³⁴ 西田哲学の根底に存する仏教的な関係性の論理については植村前掲書54～55頁。西田自身の言葉によればこのような関係性の論理を導入することなくしては、「併しヘーゲルの如き理性的弁証法を以てしては、何処までもマイネッケの所謂慈同一理念の立場を脱することはできない」（「国家理由の問題」275頁）。

³⁵ 「国家理由の問題」282頁。即ち世界と自己の間の表象・投射関係を通じ、表層的な自身の存在を亡失した自己は、世界の中で創造を実現することにより、過去と未来を現在の一瞬において止揚する〈創造的力点〉として、世界を変化せしめることを通じて、世界の絶対的意志と際会しより深い自己の自覚に到達して行くのである。

³⁶ 「国家理由の問題」308頁、327頁。「作られたる者から作るものへという世界は、種的形成に始まる。而して主体が環境との矛盾的自己同一過程を経て、主体即世界として、種的形成的社會が国家となる」（「国家理由の問題」326頁）。

³⁷ 「国家理由の問題」322頁。

り、世界の自己創造の過程に貢献することに他ならない³⁸。換言すれば西田によれば「国家的と云うことは、個物的自己の実存の仕方」であり、「国家に於いて存在と道徳が一となる」のである³⁹。「我々は作られたものから作るものへといふ世界の個物として、歴史的因果的に種の形成から出てくるのであるが、我々が何処までも創造的世界の創造的要素として、道徳的に働くと言ふことは、国家的に働くということであり、逆に国家的に働くと言ふことは道徳的に働くと言ふことである。私はかかる立場から国家理由の問題を解決し得ると思う」（傍点引用者）と西田は主張する⁴⁰。

V 「国家理由の問題」と帝国日本の主権論

確かに個々人の行動水準においては、「国家的に働くと言ふことは道徳的に働くと言ふことである」という西田的論理によって、国家理性（国家理由）の問題に一応の説明をつけることができるだろう。だが国家理性（国家理由）の問題とは、「絶対意志が主権として自己自身を表現する」ものとしての、無制限の権力を占有するとされる国家とその行為を、如何にして正当化するかを、第一の問題とする。これにつき西田は如何なる解答を示すのであろうか。ところで法制定権力として〈法外なるもの〉に他ならない主権的権力の「自然的本性とは自己保存の欲求と、自己完成態を求めて際限なく自己拡張する要求」たる点に存する。だがこのように「自己準拠的であることは自己破壊的であることと同義」であり、法治国家として自己を定礎すると言ふことは換言すれば、国家の始原に厳然するかかる法制的権力の発動の痕跡を抹消するということに他ならない⁴¹。法学上における主権制限論とは、かかる条理を踏まえて要請された議論であった。この観点において法学上の主権制限論は、国家や君主の無制限の権力行使とその隠蔽や正当化をめぐる、政治学上の国家理性の問題と相関性を有している。西田がこの問題に十分自覚的であったことは、「国家理由の問題」中に主権の定義として *Summa in cives ac subditos legibusque solute potestas* というボダンの一節を引用している点にうかがわれる。嘉戸一将の研究によれば興味深いのは、この「市民及び臣下に対して最高な而して法から束縛せられない権力」と訳すべきラテン語の一句を西田が当初誤読により、「法によって束縛せられ即ち法から自由な権力」と訳そうとしていたことにある⁴²。

このような「法によって束縛せられ即ち法から自由な権力」としての主権という、西田における主権限定論への眼差しは、ほぼ同時代に出来した「天皇機関説事件」を想起せしめる。これが

³⁸ 「国家理由の問題」323頁。また西田は「道徳的当為は、その根底に於いて、絶対者の自己表現として命令という性質を持っている……法のために法とか、義務のために義務とかいうことではなくして、絶対現在の自己限定としての世界創造の尖端に立つということではなければならない」とも語っている（「国家理由の問題」330～331頁）。

³⁹ 「国家理由の問題」327頁。

⁴⁰ 「国家理由の問題」326頁。

⁴¹ 林尚之『主権不在の帝国—憲法と法外なものをめぐる歴史学』有志舎、222頁。

⁴² 嘉戸一将『西田幾多郎と国家への問い』以文社、2006年、41～50頁。即ち西田はこのような誤訳を通じて、「或一つの民族社会が自己自身の内に」「宿す」「絶対矛盾の自己同一の中心」としての「国家の主権」という主張を、より明確に打ち出そうとしていたのであった（「国家理由の問題」305頁）。

イエネリク流の国家法人説に立ち、天皇もまた法人として独自の人格を有する国家の意志の代行者に過ぎないという、東大教授美濃部達吉が提唱し国家の公認学説ともなっていた「天皇機関説」を、国家元首たる天皇の大権を毀損するものとして、蓑田胸喜の原理日本社等の極右勢力が問題視し、美濃部が失脚に追い込まれた事件であることは言うまでもない⁴³。美濃部攻撃は事実としては 1935 年の貴族院本会議における菊池武夫の演説に端を発するものであるが、その遠因はこれを当時の大日本帝国憲法の論理構造の歪み求めることができよう。即ち「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す」と天皇主権を定めた帝国憲法第一条と、「天皇は国の元首にして統治権を総攬し此の憲法の条規に依りて之を行う」（傍点引用者）とその統治大権を定める第四条との関係が、明晰でなかったことによるのである⁴⁴。即ちこの両条項のすき間を埋めるために、前期近代の帝国日本は元老・重臣といった天皇に代わり、国政を指導する法制外の「幕府的」存在を不可欠とした⁴⁵。

帝国憲法の内部にこうした断層が導入された背景には、近代主権国家という西洋的概念を日本の政治文化の歴史的な脈へと移植するという知的格闘が存した⁴⁶。即ち西洋近代主権国家概念の

43 先にも述べた如く美濃部に続き蓑田らによる「教学刷新運動」の標的とされていた西田が、この論争の展開に無関心であったはずもないし、1941 年突如として「国家理由の問題」が世に問われたこと自体、蓑田一派の攻撃に対する自己弁明の試みとも理解し得る。天皇機関説問題とその法理学的背景については、林前掲書第 1 章（23 頁以下）参照。原理日本社による西田批判については、植村前掲書第 3 章（121 頁以下）を見よ。

44 こうした帝国憲法の欠陥については林前掲書 32 頁、38 頁、43 頁、226 頁を見よ。

45 旧憲法下日本の国家体制における、幕府的制度の出現の不可避性については林前掲書 26～28 頁。元老にして憲法編纂の総裁でもあった初代首相・伊藤博文が、同時に立憲政友会の総裁として我が国における政党政治の源流に立ったのもまた彼が、帝国憲法の内在させるかかる空白を自覚し、政党政治の成熟と共に、これを議院内閣制により制度的に充填しようと考えていたからであろう。伊藤の議会政治に対する期待については瀧井一博『文明史の中の明治憲法』講談社、2003 年、127～128 頁、142 頁。

46 こうした格闘を見事に描き出したのが瀧井前掲書である（特に第 1 章）。国家理性理念の認識の関数として前期近代の日本におけるマキアヴェッリ受容を考察しようとする本稿にとり括目すべきは、明治初年の政治指導者が西洋の政治指導の原理を「道義に仕えるものではなく、実利に奉仕するもの」とし、これを東洋伝統の徳治主義と対比的にとらえている点に他ならない（「欧州ニテ政治ノ要ヲ論スル、必ズ曰ク「ヂョステチス」ト「ソサイチー」トニアリト。「ヂョステチス」トハ権義ヲ明確ニスル謂ニテ、「ソサイチー」ハ社会ノ親睦ナリ。之ヲ極言スレハ、義ト仁トノ二字ニ帰スレトモ、仁義ハ道徳上ヨリ立言セルモノニテネ「ソサイチー」「ヂョステチス」ハ、財産ヲ保ツヨリ立言シタル故ニ、其意味ハ反テ表裏ス。欧州ノ政治ヲ観察スルニハ、常ニ此要ヲ失ハサルコト、緊切ナル心得ナリ」久米邦武『米欧回覧実記』第 5 巻、岩波書店、160 頁）。「政治と道徳の分離」の提唱者としてのマキアヴェッリに対する関心もまた、こうした西洋政治指導原理の実利主義に対する、当時の日本知識人の衝撃に由来している。政府側における憲法定定の機運は、このような実利追求を国家原理とする西欧諸国（「欧州一般ミナ利欲ノ競争ニ生活シタルコト」久米前掲書 160 頁）の〈国家系〉に参入し、「太平ノ戦争」を行うにあたり、「君権と民権相互の権限を確定し、各々が公を私物化しない」（瀧井前掲書 76 頁）体制を整え「人心の協和力」を確立する必要の自覚に由来するものであった（「夫商事ハ、太平ノ戦争ニテ、亦天時モ恃ムニ足ラス、地利モ恃ムニ足ラス、惟人ノ心協和力ニアリ」久米前掲書 221 頁）。なかんずく西欧を遊覧した日本指導者に対しビスマルクが与えた、「方今世界ノ各国、ミナ親睦礼儀ヲ以テ相交ルトイヘトモ、是全ク表面ノ名義ニテ、ソノ陰私ニ於テハ、強弱相凌キ、大小相侮ルノ情形ナリ」（明治 6 年 1 月 27 日付西徳次郎宛大久保利通書簡）という発言は、従来国際法（万国公法）に基づく西欧諸国の理性に期待していた彼らを愕然とさせるものであった（瀧井前掲書 72 頁）。瀧井はこれこそ明治期日本指導者における、「国際法という文明の徳に訴えるのではなく」、「覇道の論理たる

背後には、「朕は国家なり」という言葉に象徴される如き、政治指導者としての君主の親政の理念が存在していた。他方我が国の天皇制においては、天皇を政治的権力ではなく宗教的権威として崇拜するという論理から、天皇不執政換言すれば代行者への統治権の移譲という観念が伝統とし

て存した⁴⁷。こうした難問^{アボリア}を解決する理論こそ、国家法人説なかんずく君主機関説であった⁴⁸。天皇（君主）は主権を保有しつつも、己が主権を自身の独立した意志を持つ法人としての国家に移譲し、その最高機関として行為するという擬制である。既に初代首相・伊藤博文はその国家学上の師シュタインを通じて、その「国家を一個の独立した人格ととらえる独特の有機体論」を学んでいた⁴⁹。シュタインはこうした国家有機体を機能させる立法・司法・行政の三権分立を重視するとともに、これを危機に陥れるものとして専制君主政を絶対民主政と並んで警戒している。かかる観点を踏まえシュタインは、「君主のなすことは、行政や立法の過程を通じて決定されたことを是認＝裁可し、国家としての意志や行為の統一性をシンボライズするにとどまるべき」だとした⁵⁰。

帝国憲法の公式の注解書『憲法義解』において伊藤は、シュタインのこのような見解を日本的文脈に挿入すべく、シラス／ウシハクなる特異な言葉を提示している⁵¹。この語の憲法学的意義を発見したのは帝国憲法編纂の立役者の一人・井上毅だった。井上によれば〈ウシハク〉が私的实力に基づく権力統治であるのに対し、道理に基づく天皇家の統治理念を集約する語こそこの〈シラス〉に他ならない⁵²。そしてこの〈シラス〉なる天皇の統治を支える道理こそ、「中古ノ宣命ニ「ノリノマニマニ」トイフ語アリ即チ法ニ随フトイフイナリコレ先王ノ遺法ニ従フノ意ナリ」なる、「帝室ハ法律ノ内ニ在ルベキヤ又ハ法律ノ外ニ在ルベキヤ」という問いに関わる井上の言からも窺える如く、「天皇の統治大権」を基礎づける「天孫の降臨に際して皇祖の賜つた神勅」に具現される国体に他ならなかった⁵³。美濃部によれば天壤無窮の神勅と称されるこの神勅に具現する国体はその無内容性故に逆に、「自然ニ与ヘラレタル力」たる「慣習法又ハ理性法」を包摂し、帝

力」を追求するという方針の一大転換生み出した契機であると論じる（瀧井前掲書 80 頁）。

⁴⁷ 歴史的伝統としての天皇不執政については、石井良助『天皇—天皇の生成および不執政の伝統』講談社、2011 年を参照。19 世紀末葉我が国が近代国家として構築されるにあたり、君主親政を核とする中央集権の観念と、天皇不親政に基づく統治権の移譲の伝統とを、憲法として統合しなければならなかった。例えば林前掲書 32 頁、嘉戸前掲書 121～124 頁、瀧井前掲書 194～198 頁を見よ。

⁴⁸ 美濃部の天皇機関説とその法理的背景、それに対する反対学説等については林前掲書 30～48 頁。

⁴⁹ 「国家とは「独立の人格へと高められたゲマインシャフト＝共同体」と規定される」（瀧井前掲書 115 頁）。

⁵⁰ 「〔君主は〕独力では大臣に何らかの命令を行う権利も有さないし、如何なる干渉をもしえない。そのようなことが行われれば、責任内閣など存在しないだろう。君主が立法府に対して何の権力も持っていないことは、極めて明白である」（瀧井前掲書 117 頁）。

⁵¹ 嘉戸前掲書 123～124 頁。

⁵² 嘉戸前掲書 124 頁、131 頁。井上毅「言霊」『井上毅傳 史料編第三』国学院大学図書館、1969 年、642～646 頁、同「古言」『井上毅傳 資料編第五』国学院大学図書館、1975 年、395～401 頁。

⁵³ 嘉戸前掲書 125～126 頁

国憲法の外部においてこれを解釈する準拠点として機能したのである⁵⁴。

結一「国家理性の問題」と《近代の超克》

蓑田らの美濃部批判の理由は一つにはこのように、国体という観念を美濃部が歴史倫理的観念として、憲法体系の中から一旦括り出してしまった点にも求められよう⁵⁵。だが美濃部の行ったかかる作業は、その歴史倫理性において、西田が「国家理由の問題」において、国体観念の彼独自の読み直しを介し敢行した、「国家理性」の国家の行為としての倫理化への取り組みに極めて漸近したものとなっている⁵⁶。「全体的一と個物的多との矛盾的自己同一として、主体的即世界的に形成された」我が国の国体について西田はこれを、「勝義に於ての国家と云うべきもの」と解している⁵⁷。即ち国家の本質としての国体の内に生き活動することを通じ我々は、世界の個性化過程を通じ実現する絶対意志の歴史的展開と邂逅しこれと一体化する。このような構造により個々人が「自己に対する世界自身の命令」を、「世界そのものの底から聞かれる神の声」を聴く⁵⁸。西田によれば国家の主権とは、こうした個々人の「世界自身の命令」「神の声」に対する応答の有機的総体として一つの民族社会が、「過去未来を含んだ絶対現在の自己限定として、歴史的世界の個性的自己形成の主体」として働くところに出現する力の謂いに他ならない⁵⁹。かくして個人及び国家主権の倫理性自体、それが「自己に対する世界自身の命令」に応答し、「歴史的世界の個性的自己形成の主体」として当為することにより、照証されることとなろう⁶⁰。「国家に於いて存在と道徳が一となる」かかる論理の構築を通じて、西田が「国家理由の問題を解決し得る」と主張する立場が、『君主論』25章に凝縮されるマキアヴェッリの存在論の可能性を徹底的に深化させたものであることを指摘して、本稿の結びとしたい⁶¹。「運命は人間の活動にどの程度まで力を持っているか、また、運命にはどのようにして抵抗すべきか」と詞書された『君主論』25章でマキアヴェッリは、意志を通じて自身を世界の内に表出せんとする個我の活動と、過去の累積としてかか

⁵⁴ 林前掲書 36～39 頁。

⁵⁵ 林前掲書 38 頁。

⁵⁶ もっと言えば哲学者西田は、国家理性の倫理化という課題を背景に、法学者美濃部の憲法論を哲学的に一段と掘り下げたのである。「とにかく日本で西洋の法律学というものをもっと根本的（哲学的）に研究する事が必要と思ふ」（1935年3月20日付山本良吉宛西田幾多郎書簡）や、天皇機関説排撃時に際しての「美濃部氏は実に気の毒なり将来公法などというもの特に真の国史という如きものは研究できぬことになりはせぬか」（1935年3月21日付堀維孝宛西田幾多郎書簡）という言葉が、西田の公法論に対する哲学的関心の傍証となる。

⁵⁷ 「国家理由の問題」333 頁。

⁵⁸ 「国家理由の問題」302 頁。

⁵⁹ 「国家理由の問題」304 頁。

⁶⁰ 西田は「我々が何処までも創造的世界の創造的要素として、道徳的に働くこと云うことは、国家的に働くこと云ふことであり、逆に国家的に働くこと云ふことは道徳的に働くこと云ふことである」と語る（「国家理由の問題」327 頁）。「マキアヴェッリのヴィルトゥと云うものでも、単なる力を意味したものではない。然らざれば、それは歴史的世界の焦点として、個性的生命を有するものではない」（「国家理由の問題」312 頁）。

⁶¹ 西田のかかる作業は、「マキアヴェッリに反対したボーダンが、却ってマキアヴェッリの主張を合理化しようとした」という彼自身により下された評価にうかがえる如く、マキアヴェッリ以後の「国家理性論」の倫理化の努力の系譜を完成させるものとなる（「国家理由の問題」305 頁）。

る個我に迫る歴史的運命との葛藤を、「かりに運命が人間の活動の半分を思いのままに裁定できるとしても、少なくともあとの半分化、または半分近くは、運命もわれわれの支配に任せている」と指摘する⁶²。そしてこの過去から迫り来る〈運命〉と未来へと開かれゆく〈意志〉を飛躍的に統合する現在の一点に、〈運命〉という「河川の猛威がわがまま勝手に害を加えることがないように」、「堤防や堰を築いて備えを固める」〈力量〉の出現を読み取るのである。かかる〈力量〉は〈運命〉に抗うものではない、とはいえそれは〈運命〉に屈従するものでもない⁶³。「時勢と共に自分の生き方を一致させるものは成功し、反対に、時代と自分の生き方とがかみ合わない者はうまくいかない」（傍点引用者）⁶⁴。マキアヴェッリのこの言葉は、「私の所謂物となつて考えへ、物となつて行ふところに、我々の眞の自己がある」という西田の言葉と、互いに相照らし出し合っている⁶⁵。こうした関係を踏まえて西田は「我々の社会は主体が環境を、環境が主体を形成し、主体と環境の矛盾的自己同一として、作られたものから作るものへと、世界が自己自身を限定していくところに始まる」と言うのだ⁶⁶。〈運命〉を相手に己が〈力量〉を梃子に歴史的世界を「作る」行為—「運命の女神は女神であるから、彼女を征服しようとするれば、うちのめしたり、突きとばしたりすることが必要がある」というマキアヴェッリのかの有名な一句こそは、かかる世界の製作が、正に絶対矛盾の自己における同一として働くということを通じてのみ実現するということを示唆している⁶⁷。

我々は西田の著作「歴史理由の問題」の分析を通じて、ライプニッツのそれを下敷きに形成された彼の認識論・存在論の歴史論・政治論への飛躍にあたり、マキアヴェッリにおける〈運命〉と〈力量〉の葛藤の問題が、大きな刺激を与えるものであったことを考察してきた。そしてまた、西田の哲学の歴史論・政治論へのかかる飛躍が一個人の孤立した営為なのではなく、天皇不親政の伝統を西欧近代型国家主権の理念に接ぎ木してしまったことに由来する、帝国憲法に内在する欠陥の克服という、伊藤博文・井上毅から美濃部達吉に至る憲法学上の国体論の問題に対する、哲学の立場からの挑戦であったことをも確認してきた。美濃部が〈シラス〉的国体というものを歴史倫理的観念として、憲法構造の外部に棚上げすることにより、却つてこれを憲法構造全体の〈隅の首石〉たらしめたことを西田は肯定的に了解し、かかる国体を以て絶対的な法制定権力でありながら、「天壤無窮の神勅」の如き空虚な制限を通じその自己限定を実現する、個我と民族の歴史的世界創出の場ととらえたのである⁶⁸。かくして彼は論文「国家理由の問題」の最後において、「我国体に於ては、宗教的なるものが、始であり終であるのである。そこに我国体は主体即世

⁶² N. Machiavelli, *Il Principe, op.cit.*, Cap. 25, pp.161-162.

⁶³ *Ibid.*, p.163.

⁶⁴ *Ibid.*, p.167.

⁶⁵ 「国家理由の問題」289頁。「単に法に従うとか、背くと云うのではなく、自己自身から法を作る、自己自身が神になる」とも西田は言っている（「国家理由の問題」288頁）。

⁶⁶ 「国家理由の問題」277頁。

⁶⁷ N.Machiavelli, *Il Principe, op.cit.*, p.167.

⁶⁸ かかる意味においてこの国体自体が、「(法的) 人格や法秩序を制度として保証し、それにより諸主体による再生産を可能とする…定礎としての無の機能」を担うこととなる（嘉戸前掲書218頁）。

界と云うことができる。歴史的・世界創造ということが我国体の本義であろう……かかる国体をもとにして、世界形成に乗り出すのが我國民の使命でなければならない」と説くに至るのだ⁶⁹。

この「世界形成に乗り出すのが我國民の使命でなければならない」という言葉に識者は、この時期「近代の超克」論の名のもと唱えられた、西洋文明の限界の露呈とそれにとって代わるべき、東洋を根源とする新たな精神世界秩序の構築という論調を想起するに違いない。この「近代の超克」という名称が西田の弟子たちの参画により 1942 年 10 月刊行された、雑誌『文学界』の紙上座談会に由来するものであることは周知のことだ⁷⁰。そして西田自身がこうした動きに呼応しつつ、この「国家理由の問題」を執筆したことは当該論文の追記に記された、「今日では真に全世界が一つの歴史的空間になったのである……然るに今日ではある民族が中心となつて、世界の一角から新たな世界が構成されねばならない。歴史的・世界自覚の時代と云う所以である。我々は単なる対立的世界構成の理念を越えて、新たな世界構成の理念の上に立たなければならない」という一節にも明らかだろう⁷¹。それどころか西田は 1943 年 5 月に「世界新秩序の原理」という提言文を、当時の東条戦争内閣に提供すらしている。だがその成果につき西田自身が「私の理念が少しも理解されていない」と語ったように、両者の意図は必ずしも一致したものではなかった。とは言えこうした思想が曲解され、戦争遂行の思想的根拠を提供したことは、西田の弟子たちが催したいま一つの座談会「世界史的立場と日本」の辿った運命などから見ても明らかである。とは言え、西田や西田の弟子たちのかかる精神的営為は、自身が直面する歴史的（運命）に己が知的（力量）を通じて挑戦し、国家理性の盲目的運動に倫理性を付与しようとする真摯な創造的営為であったことを否定することはできないであろう⁷²。

西田のこうした営為はむしろ今日にこそ、その知的真価を問われているのではないか。中世末期、地域の経済力の成長やそれを支える人類の技術的可能性の拡大と共に、地域の経済社会を克服しこれをより広域的なそれへと止揚する政治的活動が世界各地に出現した。こうした活動の中から出現したのが近代国民国家であることは言を俟たない。マキアヴェッリの政治思想は、まさにこうした活動のただ中におけるその自覚的表現として歴史的価値を有する。そして EU 創設に端的に示される 21 世紀欧州におけるその政治・経済統合の努力は、今日人類の直面する課題が中世末期のそれを、一段次元を高めて反復するものであることを示唆している。アジアにおいても

69 「国家理由の問題」334 頁。

70 即ち西谷啓治、鈴木成高、下村寅太郎の三名である。この座談会の思想史的意義については廣松渉『〈近代の超克〉論—昭和思想史への一視角』講談社、1989 年とりわけその第 1 章に詳しい。

71 「国家理由の問題」337 頁。西田から発するかくの如き論調が、世に少なからず受け入れられたのは、当時の 1941 年雑誌『改造』に掲載された大岩誠「自主政治の確立—マキアヴェッリの願望について」、1943 年『理想』に掲載された武藤光朗「マキアヴェッリズムと現代の運命」といった、諸論考に徴しても明らかであろう。中でも大岩誠は多賀善彦なるペンネームの下、『マキアヴェッリ選集』なる日本最初のマキアヴェッリ著作の集成を刊行した当の人物に他ならない。

72 西洋近代文明を克服する「世界史の哲学」の主張の下、西田の弟子たちが大戦時日本の戦争政策の思想的イデオログに前のめりに転化していった思想史的経緯については、廣松前掲書なかならず第 3 章及び第 9 章、植松前掲書第 2 章ならびに第 5 章 268～270 頁、片山杜秀『近代日本の右翼思想』講談社、2007 年、168～176 頁等を見よ。また京都学派とその政治的背景については大橋良介『京都学派と日本海軍』PHP 研究所、2001 年も有益な示唆を与える。

米国主導の TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加の是非の議論の沸騰など、より広域的な政治・経済単位形成の問題が、単に政治・経済的次元にとどまらず、その歴史的必然性ないしは倫理性を含めて検討されなければならない時節に際会している。マキアヴェッリに端を発し、以後西洋近代国家の形成と共に精練されてきた国家理性という観念を、日本の政治文化が如何に消化吸収してきたかを、個々の思想家や政治家の活動に即し子細に考察することは、近代国家の克服が具体的政治課題となりつつある昨今においてこそ、我が国の今後の政治的方向性を模索して行くにあたり、一つの示唆を提供するものとなろう。